

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務

一般競争入札実施要領

令和８年１０月

朝倉市 人事秘書課

## 目 次

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 1  | 業務の概要 .....     | 1 |
| 2  | 入札参加者資格要件 ..... | 1 |
| 3  | 入札参加申込受付 .....  | 1 |
| 4  | 仕様書に対する質問 ..... | 2 |
| 5  | 入札参加資格の審査 ..... | 3 |
| 6  | 開札の日時場所 .....   | 3 |
| 7  | 入札に関する事項 .....  | 3 |
| 8  | 開札の立会 .....     | 4 |
| 9  | 落札者の決定方法 .....  | 4 |
| 10 | 入札の無効 .....     | 4 |
| 11 | 入札保証金 .....     | 4 |
| 12 | 契約の締結 .....     | 5 |
| 13 | 契約保証金 .....     | 5 |
| 14 | その他 .....       | 5 |
| 15 | 問い合わせ先 .....    | 5 |

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務  
一般競争入札実施要領

Ⅰ 業務の概要

(１) 業務名

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務

(２) 業務委託期間

令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日まで

(３) 主な仕様

別紙「令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

Ⅱ 入札参加者資格要件

一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、朝倉市が入札参加の資格を認めたものであること。なお、次のいずれかに該当するものは、申込者となることができない。

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けたもの並びに未成年者で法定代理人の同意を受けていないものをいう。）及び破産者で復権を得ない者
- ③ 朝倉市の一般競争入札または指名競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から２年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等

Ⅲ 入札参加申込受付

(１) 受付期間

令和８年１０月６日（火）から令和８年１０月１６日（金）まで（必着）  
（期間中の週休日の申込受付は不可とする。）

(２) 受付時間

午前９時から午後５時まで

(３) 受付場所

朝倉市役所 本庁舎４階 人事秘書課  
（朝倉市甘木２３２番地１）

#### (4) 申込に必要な書類

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第Ⅰ号）
- ② 誓約書
- ③ 役員等調書及び照会承諾書
- ④ 営業所一覧表（法人の場合）
- ⑤ 営業経歴書（直近2年分記載すること）

過去2年の間に本市並びに国、他の地方公共団体と種類（システム開発等に関するもの）及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結したことが確認できる書類（実績がある場合のみ提出すること。なお、様式は問わない。）

- ⑥ 使用印鑑届（指定様式）
- ⑦ 登記事項証明書（法人の場合）
- ⑧ 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（個人の場合）
- ⑨ 身分証明書（個人の場合）

※ ⑦～⑨の書類については、発行後3か月以内のものであること。

※ 朝倉市契約に関する規則第22条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、②～⑨までの書類を省略することができる。

#### (5) 申込方法

上記(3)の宛先に上記(4)の書類（以下、「入札参加申込書等」という。）を一般書留または簡易書留にて郵送すること、もしくは、(3)の場所へ直接持参すること。

#### (6) 提出部数

1部

#### (7) その他

メール、FAXによる申込は受付けない。入札参加申込書等の提出後、内容について確認の連絡をする場合があるため、一般競争入札参加資格審査申請書に記載する担当者については、提出した書類の内容が分かる者であり、かつ、担当者へ直接連絡がとれる連絡先を記載すること。

入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合、応募は無効とする。

### 4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問は、以下のとおりとする。

#### (1) 質問方法

本業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりメールにて送信すること。なお、メールの件名には「質問：令和8年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務」と記載すること。

#### (2) メール送信先

jinji-kouhou@city.asakura.lg.jp

(3) 質問期限

令和8年10月9日(金)正午まで

(4) 質問に対する回答

質問の回答は、令和8年10月13日(火)までに質問者へメールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

5 入札参加資格の審査

(1) 入札参加事業者の審査

入札業者は、「2 入札参加者資格要件」を満たすこと。

(2) 通知予定日

令和8年10月28日(水)

6 開札の日時場所

(1) 日時 令和8年11月6日(金)10時00分から

(2) 場所 朝倉市役所本庁 4階 401会議室(朝倉市甘木232番地1)

7 入札に関する事項

(1) 郵便による入札とする。

(2) 入札に参加をする場合は、朝倉市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けた者が、入札書等提出締切日時内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切 令和8年11月5日(木)17時(必着)

イ 指定場所 〒838-8601

福岡県朝倉市甘木232番地1

朝倉市役所 人事秘書課 広報統計係 宛

(3) 郵送する際の封筒は、入札書及び朝倉市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の写しを封筒に封入し、上記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(税抜き金額を入札書に記載すること。)

(5) 入札書の日付は、入札書作成日の日付(参加資格確認通知日以前の日付は無効)を記入すること。

(6) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 一般競争入札参加資格認定通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時までに入札辞退届(様式10)を「15. 問い合

わせ先」に記載のある場所に提出すること。

## 8 開札の立会

- (1) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。(ただし、1業者1名)
- (2) 立会いを希望する者は、開札日前日11時までに「15. 問い合わせ先」に連絡すること。
- (3) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。(最低立会い者を2名とする)

## 9 落札者の決定方法

- (1) 朝倉市が設定する予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ引き」によって落札者を決定する。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しないものが行った入札。
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 記名押印を欠く入札。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 入札者の印鑑が登録したものと違うとき。
- (7) その他入札の条件に違反した入札。

※入札に参加しない場合は、棄権とみなす。

## 11 入札保証金

- (1) 朝倉市契約に関する規則（平成18年・朝倉市規則第51号）に基づき、入札に参加する者は「入札保証金（入札金額の100分の5以上）」を入札開始前までに納付しなければならない。
- (2) 落札できなかった者の入札保証金は、入札終了後に返還する。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するが、契約保証金の納入にこれを充当することができる。
- (4) 入札保証金には、利子は付さない。
- (5) 入札参加者が、過去2年の間に本市並びに国、他の地方公共団体と種類及び規

模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除する。

## Ⅰ 2 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から原則7日以内に、朝倉市との間で業務委託契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が、正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は朝倉市に帰属するものとする。
- (3) 朝倉市契約に関する規則に基づき契約を締結する。

## Ⅰ 3 契約保証金

- (1) 落札者は、業務委託契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額の全額を即納するときは免除する。
- (2) 契約保証金は、朝倉市が発行する納入通知書により、落札決定の日から原則として7日以内に納入しなければならない。
- (3) 契約保証金には、利子を付さない。
- (4) 朝倉市との業務委託契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は朝倉市に帰属する。

## Ⅰ 4 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。
- (2) 提出された入札参加申込書等は、無断で他に使用することはない。
- (3) 入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 止むを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。

## Ⅰ 5 問い合わせ先

朝倉市 総務部 人事秘書課

電 話：0946-22-1111（内線：4105）

メール：jinji-kouhou@city.asakura.lg.jp